

## 令和4年度第2回蓮田市公有財産処分審議会会議録

日 時：令和5年2月7日（火）  
午前9時00分～午前10時00分  
場 所：蓮田市役所201会議室

〈出席委員〉内村寛会長、金谷和幸副会長、中里幸一委員、  
関根光子委員、木村秀子委員、増田京子委員

〈 市 〉 山口市長

〈付 議 課〉 道路課副主幹、副主幹、主任、主任

〈事 務 局〉 総務部長、総務部次長兼庶務課長、庶務課副主幹、主事、主事補

〈会議の公開・非公開の別〉 非公開

1. 開 会

2. 挨拶 会長挨拶  
市長挨拶

3. 議 題

(1) 諮問第3号 「蓮田市道路等用地取得基準」の改正について

(2) 諮問第4号 市有地（道路）の払下げについて  
(蓮田市大字根金字清水1350番2 外12筆)

諮問内容等説明

(諮問第3号) 道路課説明

(諮問第4号) 道路課説明

#### 4. 質疑応答

内村会長	<p>諮問第3号について、質疑を行いたいと思います。</p> <p>諮問第3号について、ご質問がありますか。</p>
中里委員	<p>資料1の第6条、資料2の第7条の「必要な事項は、市長が別に定める」という項目ですが、市長が別に定める内容について、範囲や基準、そういうものについて変更はあるのですか。</p>
道路課	<p>特にこれという変更はございません。</p>
中里委員	<p>第2条にある道路という部分が、道路法第3条第4号に基準があつて、その範囲を道路と考えるということによろしいですか。</p>
道路課	<p>資料1の第2条の定義で、道路法第3条第4号というのが、市町村道ということになります。そのうちの市が管理する道路ということで蓮田市管理の市道を指すという意味合いです。</p>
金谷副会長	<p>現行の別表の備考欄に項目がありますが、新しい案については削除されていますが、この内容というのは、特に書かなくても、新しい表あるいは基準に含まれているのでしょうか。</p>
道路課	<p>資料2の別表の備考欄につきましては、当時は必要だったのかもしれませんが、今は必要ないと判断しました。例えば、項目1の4m以下の幅員道路は無償、項目1・2の隅切り部分などですが、4m以下の道路を市が買収することは基本的にはありませんので、書く必要がないと判断しました。また、項目3の「鑑定価格については、地目別鑑定価格による」というのは、地目には登記地目と現況地目の両方がございまして、地目別というだけでは意味を成さないため、新しい基準には、原則として登記地目とするということを書かせていただきました。現行の別表の備考欄の項目は必要がなくなったということです。</p>
内村会長	<p>他にご意見がございませんので、諮問第3号についての質疑応答は終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、諮問第4号について質疑を行いたいと思います。</p> <p>諮問第4号について、ご質問がありますか。</p>
中里委員	<p>資料3の水色で書かれている水路、これについての扱いというのは、従来どおり変わらずで、流末はまだ繋がっているのですか。</p>

道路課

そのとおりです。従前どおり現況のままとなります。また、流末についても、生きている水路ですので、払下げできないものとなりますので、そのまま残す形となります。

内村会長

他にご意見がございませんので、諮問第4号についての質疑応答は終了とさせていただきます。

担当課は、退席してください。

<道路課退席>

それではお諮りします。

諮問第3号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

—異議なし—

異議がないようですので、諮問第3号につきましては、諮問のとおり異議がない旨答申いたします。

続きまして、諮問第4号につきましては、異議なしとしてよろしいでしょうか。

—異議なし—

異議がないようですので、諮問第4号につきましては、諮問のとおり異議がない旨答申いたします。

答申書ができるまで、暫時休憩とします。

<市長入室>

会議を再開します。

続いて事務局より答申書の朗読をお願いします。

<事務局朗読>

ただいまの答申内容でよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員の皆さんの同意をいただきましたので、決定させていただきます。

<会長から市長へ答申書を渡す>

## 答申書の内容

### (1) 答申第3号 「蓮田市道路等用地取得基準」の改正について

次の基準の改正について、諮問どおり異議のない旨、決定した。

#### 「蓮田市道路等用地取得基準」

平成12年の改正以降20年以上が経過し、実際の用地事務との間に微妙な違いが生じていることから、整合性を図るとともに、内容を整理して適正な基準にするもの。

### (2) 答申第4号 市有地の売払いについて

次の市有地の売払いについて、諮問どおり異議のない旨、決定した。

土地の所在地 蓮田市大字根金字清水1350番2 外12筆

分類 道路

面積 551.30㎡

単価 16,000円(円/㎡)

処分価格 8,820,800円

5. 閉 会 金谷副会長 午前10時00分終了